

福岡県公報

令和元年9月24日
第 41 号

目次

告 示 (第298号 - 第311号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 6
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 10

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 12
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 12
- 福岡県青少年科学館の利用料金の承認 (教育庁社会教育課) 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果の公表 (生活衛生課) 14

告 示

福岡県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般国道	211号	前	嘉麻市岩崎1098番3先か	10.0 ~ 39.0	376.9
				ら 嘉麻市岩崎989番3先ま で		

			後	嘉麻市岩崎1098番8先から 嘉麻市岩崎989番3先まで	10.0 ～ 39.0	376.9
--	--	--	---	---------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	添 田 小石原 線	前	田川郡添田町大字中元寺 976番1先から 田川郡添田町大字中元寺 971番2先まで	6.4 ～ 10.0	136.0
			後	田川郡添田町大字中元寺 976番1先から 田川郡添田町大字中元寺 971番2先まで	6.4 ～ 21.4	136.0

福岡県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1389号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大穂(d)	宗像市大穂（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大穂(g)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1390号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大穂(d)	宗像市大穂（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
大穂(g)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大穂(d)	宗像市大穂（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大穂(g)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大穂(d)	宗像市大穂（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
大穂(g)	宗像市大穂（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	11.3 ～ 18.8	337.0
			前	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	8.5 ～ 25.1	348.0
			後	久留米市田主丸町長栖 572番4先から うきは市吉井町鷹取229 番1先まで	11.3 ～ 18.8	337.0

福岡県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	甘 木 朝 倉 線 田主丸	久留米市田主丸町長栖519番1先から うきは市吉井町鷹取217番1先まで
-----	---------------------	-----------------------------------------

福岡県告示第306号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字ミコガハタ894の1、895の1、896
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ミコガハタ894の1・895の1・896（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第307号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字小スダ2898、2899、2901、2903、2948
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第308号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字藪川内17823、17840、字ヲヒゲ17953の6、17953の7、字国武17958の1、字村の上18018
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第309号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字正源田7028の1、字長淵7041

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第310号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字カジノ上4413、4414、4420から4423まで、字元ノ目4425の3、4427、4428、4429の1、4434、4435の2、4436、4437、4755の2から4755の4まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カジノ上4421、4414・4420・4422・4423（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字元ノ目4425の3・4427・4428・4436・4437・4755の2から4755の4まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
福岡市早良区（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びに福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市片縄二丁目46番及び47番 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市片縄三丁目30番
藤 平八郎

公告

柳川みやま土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
高橋 安勝	柳川市三橋町垂見972番地

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その1（備出16）
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和元年10月15日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その1(備出16)

(2) 調達物品及び数量

福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その1 一式

(3) 履行期限

令和2年3月31日(火曜日)

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品 その2、その3 各一式
令和元年12月上旬頃

なお、当該一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、少なくとも二十四日前に公告を行う。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和元年11月5日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
10	02	体育用具	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県南筑後県土整備事務所に令和元年10月16日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- 仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県南筑後県土整備事務所
〒836-0034 大牟田市小浜町24番地1
電話番号 0944-41-5123
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和元年9月24日（火曜日）から令和元年10月16日（水曜日）までの県の休日を除

く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
令和元年11月5日（火曜日）午後4時00分
 - 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - 日時
令和元年11月6日（水曜日）10時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Chikugo Regional park Competition Equipment Part 1
- (2) Delivery period : By March 31, 2020
- (3) Delivery place : 1670 Hongou, Setaka-machi, Miyama-city,
Fukuoka prefecture 835-0000, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on November 5, 2019
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General
Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス飯塚店
(2) 所在地 飯塚市堀池池内87-1 ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
NTTファイナンス株式会社 代表取締役 前田 幸一 東京都港区芝浦一丁目2番1号	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2番70号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があつ

たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 田主丸ショッピングプラザ
(2) 所在地 久留米市田主丸豊城字下ツプロ1895番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社

代表取締役 岡澤 正章

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更1) イオン九州株式会社

代表取締役 山口 聡一

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更2) イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 他5社	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉 福岡市博多区大井二丁目3番1号 他4社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン大木店
(2) 所在地 三潴郡大木町大字大角962 外41筆

3 大規模小売店舗の名称

- (変更前) イオンスーパーセンター大木店
(変更後) イオン大木店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

- (変更前) イオン九州株式会社
代表取締役 岡澤 正章
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(変更1) イオン九州株式会社
代表取締役 山口 聡一
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(変更2) イオン九州株式会社
代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他11社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他6社

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社アートストック
(2) 所在地
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6466番地1
(3) 代表者
代表取締役 志水 宗一郎

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和元年9月11日

4 処分の理由

株式会社アートストックは、令和元年7月11日午後3時、佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県青少年科学館

2 位置

久留米市東櫛原町1713番地

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月11日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

区 分	単 位	プラネタリウム		常設展示		セット料金	
		個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	
金額	一般	1人1回につき	620円	410円	410円	310円	720円
	児童・生徒等	1人1回につき	310円	210円	210円	160円	370円

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4歳未満の幼児は、無料とする。
- 「セット料金」とは、プラネタリウムと常設展示の入場券が1組のものをいう。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により芦屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画用途地域の変更（令和元年8月27日芦屋町告示第109号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により芦屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画地区計画の変更（令和元年8月27日芦屋町告示第109号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により芦屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画地区計画の変更（令和元年8月27日芦屋町告示第110号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和元年8月29日那珂川市告示第82号）

雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

令和元年9月24日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 山内 進

1 提出された意見の要旨

(1) 期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の440円から10円の値上げを行い450円とし、中人、小人はそれぞれ180円、70円のまま据え置くことが適当である。

料金の改定は、令和元年10月1日からとすることが適当である。

(理由)

- (1) 本年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、必要経費の増加が見込まれることから、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- (2) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで452円であり、現行料金440円との差額は12円であったこと。
- (3) 答申後、本年10月に予定されている消費税率引き上げに合わせ、速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和元年10月1日からとすることが適当と考えられること。

(補足意見)

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、営業者に

あつては、種々の取り組みの実施など自主努力がなされているところである。しかしながら、消費税率引き上げや入浴者数の減少など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を十分に斟酌され、今後とも普通公衆浴場が実施している集客のための様々な取り組みに係る広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。